

# 連邦の統合と「異端」の国家観 ——無効宣言論争(1828-33)における強制徴収法案の意義をめぐって

遠藤寛文

## Summary

In recent years, the significance of passion in political sphere has become emphasized in keeping with the trend of criticizing the reason-centered approach. Although it might seem self-evident that politics cannot be separated from emotional motivations, this has not been fully appreciated in historical works on early American politics. The aim of this paper is to reinterpret the Nullification Crisis (1828–33) by focusing on the dimension of passion behind the seemingly reasonable deliberations.

The Nullification Crisis was a crisis of disunion, which was triggered by the attempt of South Carolina to nullify the federal tariffs. In response to South Carolina's nullification, President Andrew Jackson attempted to send the federal forces to South Carolina. In order to fight back Jackson's action, military volunteers were recruited in South Carolina. Radical malcontents in the state even claimed the state's right of secession from the Union. On the verge of military collision, Congress passed both the Compromise Tariff Bill and the Force Bill, which eventually settled the crisis.

This study especially examines why the Force Bill had to be enacted in spite of the fact that the crisis had already been mitigated by the tariff compromise. The main focus here is on the long neglected linkage between the compromising schemes of reducing tariff and the theoretical debate over sovereignty. It will be concluded that the Force Bill was enacted not because warfare was impending but because the Northern pro-tariff leaders wanted to relieve their frustrations over the tariff reduction.

## はじめに

南北戦争のおよそ30年前、アメリカが内戦の危機を経験していたことは一般にあまり知られていない。1832年末から1833年初頭にかけて、連邦の保護関税政策に反発するサウスカロライナ州と連邦政府のあいだの緊張が、合衆国を連邦分裂の危機に直面せしめたのである。この一連の事件を無効宣言論争 (Nullification Crisis) という。本稿の主たる関心は、一般に理論抗争として理解されている無効宣言論争の一局面に注目し、従来注目されることのなかったその情念に関わる位相を描き出すことにある。

無効宣言論争は、1832年11月に合衆国南部のサウスカロライナ州が、高率課税を特徴とする連邦関税法の州内における無効を宣言したことをきっかけに起きた。<sup>1)</sup> このような

---

<sup>1)</sup> 「無効宣言論争」という語は、中谷義和氏による邦訳を踏襲した。中谷義和「アメリカ南部危機の政治論——J. C. カルフーンの理論」(御茶の水書房、1979年)、47-65頁。

サウスカロライナの抵抗運動にアンドリュー・ジャクソン第七代大統領は連邦軍の派遣すら辞さない強い態度を示した。これに対して、サウスカロライナ州内では義勇軍の募兵が実施され、急進派勢力によって連邦からの離脱権すら主張された。武力衝突の危険が高まり、連邦分裂の危機が目前に迫ったものの、翌1833年の3月に妥協関税法 (Compromise Tariff Bill) および強制徴収法 (Revenue Collection Bill, 通称 Force Bill) が成立したことで事態は収束する。このときの妥協は、「1833年の妥協」とも呼ばれる。

無効宣言論争の背景には、ニューイングランドや中部諸州で見られた国内製造業保護を求める保護関税推進派と、南部諸州やニューイングランドの一部で見られた保護関税反対派との利害対立があった。このような対立は、イギリスから輸入される工業製品と競合しつつあった北部製造業利益と、イギリス等への農産物輸出に依存していた南部農業利益とのあいだの産業構造的な相違に由来していた。しかしまた同時に、無効宣言論争は、合衆国の主権は連邦に存すると主張する連邦主権論と、合衆国の主権はそれぞれの諸州が有すると主張する州主権論とのあいだの、主権解釈をめぐる理論抗争でもあった。その背景には、もともと1820年代前半には純粋な政策論争であった関税問題が、1828年頃以降になると保護関税政策の違憲性を問う声が強まったことで、憲法問題化したという経緯がある。さらには、関税反対派の一部が州主権にもとづく抵抗運動を展開したために、問題が主権解釈論争にまで発展したのである。このように、無効宣言論争には、関税問題と主権問題という二つの側面がある。議会論争のなかで、両者は一貫して別々の問題として扱われ、それゆえ最終的には別々の解決策——すなわち、妥協関税法と強制徴収法——が必要となった。<sup>2)</sup>

無効宣言論争における政治指導者の対立関係を整理すると、以下のようになるだろう。まず無効宣言論争は、連邦関税政策を推進するジャクソン大統領とそれに反発するジョン・C・カルフーン副大統領の対立という形で表面化した。サウスカロライナ州出身のカルフーンは副大統領でありながら、無効理論の考案者として「反乱の首謀者」という烙印を押され、政権から放逐されることになる。だが、無効宣言論争はジャクソン民主共和派 (民主党) 政権の内部抗争に留まらなかった。副大統領職を辞して、上院議員となったカルフーンの連邦観を議会で激しく攻撃したのが、政権と対立する国民共和派に属する、保護関税支持派で連邦主義者のダニエル・ウェブスター上院議員 (マサチューセッツ州) である。緊迫化する政治情勢を受けて、事態の收拾を求める声が次第に高まった。新たにジャクソン政権の副大統領候補と目されていたマーティン・ヴァンビューレン (ニューヨーク州) は関税率を引き下げる妥協工作を試みるも、彼の主導したヴァープランク法案は廃案となる。それに続いて関税妥協案を作成し、妥協関税法として成立させたのが国民共和派のヘンリー・クレイ上院議員 (ケンタッキー州) であった。このように、無効宣言論争では関税政策をめぐる対立、主権理解をめぐる対立、さらに党派間の対立が複雑に交

<sup>2)</sup> 無効宣言論争の背景には、関税問題と主権問題に加えて、奴隷制問題が通底していたことも事実である。例えば、無効宣言論争研究の古典的名著たる史家ウィリアム・フリーリングの『南北戦争の前兆』(Prelude to Civil War)は、サウスカロライナ州内における黒人奴隷制問題の重要性を明らかにするものである。この著作については、注3)を参照されたい。ただし、1830年代の当時、奴隷制度そのものをめぐる政治決定は原則として州の専権事項とされていたため、連邦政治の場でその存廃や是非が積極的に論じられることはなかった。

錯していたのである。

本稿が特に注目するのが、妥協関税法と同日に成立した強制徴収法という法律である。強制徴収法は、関税徴収に伴う危険を防ぐために、サウスカロライナに連邦軍を派遣することを可能にするための法律であった。では、なぜ妥協関税法によって内戦の危機が回避されつつあったなか、この強制徴収法は廃案にされることなく成立したのだろうか。本稿の目的は、無効宣言論争の妥結の局面に焦点を当て、連邦議会議事録および政治家の書簡等を分析することを通して、強制徴収法成立の背景を明らかにすることにある。

では、先行研究は無効宣言論争をどのように解釈してきたのだろうか。無効宣言論争を論じる既存の研究は、総じて関税問題と主権問題のいずれかにその関心を偏重させてきた。関税問題に重きを置く研究は、無効宣言論争における主権や国家観をめぐる理論的側面を度外視しがちであるのに対して、逆に主権問題を中心に扱う研究は関税史の背景や国内諸地域の利害関係を軽視する傾向がある。<sup>3)</sup> 近年の研究を例に挙げるならば、政治学者デイヴィッド・エリクソンの研究(1995年)は主権解釈論争を主題とするが、その議論からは関税論争の側面が捨棄されている。<sup>4)</sup> 反対に、政治史家ドナルド・ラトクリフによる研究(2000年)は、無効宣言論争に至る関税史の過程を詳しく扱っているが、主権問題としての側面や強制徴収法にはさほど関心を示していない。<sup>5)</sup>

これに対して、本稿では叙述の方針として以下の二点を重視したいと思う。第一に、本稿は関税問題と主権問題の接合部分に注目する。関税妥協の試みは、強制徴収法案の成立過程と同時期に進展していた。それゆえ、関税妥協の動向を度外視して、強制徴収法案や主権論争にのみ注目するのでは偏った解釈に陥る危険性がある。そこで、本稿では連邦議

---

<sup>3)</sup> 第二次世界大戦以降の主要な無効宣言論争研究を以下に挙げる。William W. Freehling, *Prelude to Civil War: The Nullification Controversy in South Carolina, 1816-1836* (New York: Harper and Row, 1965); Major L. Wilson, "Liberty and Union: An Analysis of Three Concepts Involved in the Nullification Controversy," *Journal of Southern History* 33 (1967): 331-55; Paul H. Bergeron, "Tennessee's Response to the Nullification Crisis," *Journal of Southern History* 39 (1973): 23-44; idem, "The Nullification Controversy Revisited," *Tennessee Historical Quarterly* 35 (Fall 1976): 263-75; Richard B. Latner, "The Nullification Crisis and Republican Subversion," *Journal of Southern History* 43 (1977): 18-38; Jane H. Pease and William Pease, "The Economics and Politics of Charleston's Nullification Crisis," *Journal of Southern History* 47 (1981): 335-62; J. P. Ochenkowski, "The Origins of Nullification in South Carolina," *South Carolina Historical Magazine* 83 (April 1982): 121-53; Merrill D. Peterson, *Olive Branch and Sword: The Compromise of 1833* (Baton Rouge: Louisiana State University Press, 1982); Richard E. Ellis, *The Union at Risk: Jacksonian Democracy, States' Rights, and the Nullification Crisis* (New York: Oxford University Press, 1987); Harlow W. Sheidley, "The Webster-Hayne Debate: Recasting New England's Sectionalism," *New England Quarterly* 67, no. 1 (1995): 5-29; David F. Ericson, "The Nullification Crisis, American Republicanism, and the Force Bill Debate," *Journal of Southern History* 61, no. 2 (1995): 249-70; Donald Ratcliffe, "The Nullification Crisis, Southern Discontents, and the American Political Process," *American Nineteenth Century History* 1, no. 2 (2000): 1-30; George C. Rogers, Jr., "South Carolina Federalists and the Origins of the Nullification Movement," *South Carolina Historical Magazine* 101, no. 1 (2000): 53-67; Erika J. Pribanic-Smith, "Rhetoric of Fear: South Carolina Newspapers and the State and National Politics of 1830," *Journalism History* 38 (Fall 2012): 166-77.

<sup>4)</sup> Ericson, "The Nullification Crisis," 249-70.

<sup>5)</sup> Ratcliffe, "The Nullification Crisis," 1-30.

会における立法過程に議論を限定し、二つの争点がいかに交錯していたのかに注目したい。第二に、強制徴収法案の性格を把握するに際して、情念の契機を重視する。情念とは、理性に対置される、人間の行動を動機づける機制である。従来の解釈において、強制徴収法案論争は、理性的な推論にもとづく国家観をめぐる理論的対立であるという自明の前提が存在した。しかし、議会論争を理性的な討議の場としてのみ見なすと、法案を取り巻く状況を適切に理解することができなくなる。本稿では一次史料の分析を根拠に、強制徴収法案を支持した北部議員たちに見られる「不満」や「焦り」といった情念の契機を浮かび上がらせる。これにより、従来の政治理論的な論争解釈とはおよそ異なる印象が与えられよう。<sup>6)</sup>

このような視角にもとづき、本稿は以下の結論を導く。1833年2月上旬、関税問題をめぐる妥協成立の目処が立ち、内戦の危機は回避されるものと思われた。しかし、関税率の引き下げによる妥協案に対して強く反発したのが、保護関税政策を支持する北部諸州代表の政治家たちであった。というのも、保護関税派のあいだでは、関税妥協は「サウスカロライナ無効論者の勝利」に等しいという考えが共有されていたからである。そこで、彼ら北部議員たちは、クレイによる関税妥協案が支持を集めるなか、本来ならば不要となっただけの強制徴収法案を取って成立させることにこだわったのである。すなわち、強制徴収法の成立は、連邦軍派遣という実際の必要性よりも懲罰的意図によるところが大きかったと考えられる。以上が本稿の最たる主張であり、以下で詳しく論証する。

本稿の構成は次の通りである。第一節にて、無効宣言論争に至る史的背景を初期連邦政治の動揺という観点から説明する。具体的には、関税史および政治史の観点から、1830年代に無効宣言論争が起きた背景を論じる。第二節にて、無効宣言論争の一つの解決策として提示された強制徴収法案の成立過程を連邦議会議事録および政治家の私文書にもとづき日付順に検証する。第三節にて、前節を踏まえた上で、強制徴収法の成立をめぐる政治的含意を考察する。

## 1. 無効宣言論争の史的背景

本節では無効宣言論争の直接の原因をなす保護関税諸法が成立した史的経緯を概観する。1810年代末から1820年代にかけて、保護関税政策をめぐる熾烈な地域間対立の構図が形成されていく。ここでは、19世紀初頭における連邦政治の変容のなかで、保護主義運動が関税立法に結実する過程に注目したい。<sup>7)</sup>

<sup>6)</sup> 情念の機制に注目する観点は、史家ラトクリフによる「南部の不满」論に触発されたものである。ラトクリフ論文の趣旨は、1820年代以来の保護関税立法に対する南部の不满とその解消の過程として無効宣言論争を捉える議論である。前掲注5)を参照されたい。なお、政治における情念(*passion*あるいは*sentiment*)の問題は、他ならぬ同時代の政治指導者にとって重大な関心事であった。議会政治が情念によって突き動かされることへの懸念が繰り返し政治家たちによって表明されている。例えば以下のクレイ演説を参照。*Register of Debates*, 22nd Cong., 2nd sess., 733, 736.

<sup>7)</sup> 本節の叙述は、宮野啓二氏による以下の著作に多くを負っている。宮野啓二『アメリカ国民経済の形成——アメリカ体制』研究序説(御茶の水書房、1971年)。

### (1) 1816年関税法と戦後ナショナリズム

そもそも、保護関税政策は初めから地域間対立の争点であったわけではない。合衆国史上最初の保護関税法である1816年関税法は、第二次米英戦争の終結に伴うイギリス製品の大量流入に対して国内製造業を守るために制定されたものである。<sup>8)</sup> ジェームズ・マディソン政権の財務長官アレクサンダー・ダラスによって提案され、1816年4月27日に成立した1816年関税法は、平均して税率約20%を規定する点で、明確に保護主義的な性格をもつ関税立法であった。<sup>9)</sup> ただし、同法はあくまでも戦争直後の輸入品急増に対処するための緊急的措置という意図をもっていたために、原則として三年間の期限を定めた時限立法であった。

注目すべき点は、この1816年法の採決に際して南部諸州議員の一定数が賛成にまわったことにある。<sup>10)</sup> その理由については諸説あるが、第二次米英戦争後のアメリカにおいて、国内産業を保護することの必要性を南部議員もまた認めていたと一般に考えられている。後に関税反対派の急先鋒となるカルフーンですら1816年関税法を強く支持したが、これは主として安全保障上の必要に由来するものだった。<sup>11)</sup> この点に加えて、同法が期限付きの緊急的措置であった点も、南部の賛成理由として指摘できよう。<sup>12)</sup>

この1816年関税法は、「好感情の時代」(Era of Good Feeling) と呼ばれる戦後ナショナリズムを背景に、全国的な支持を集めた関税政策であった。しかし、1810年代末になると状況は一変し、激しい保護関税論争が始まることになる。決定的な「変化」をもたらしたのは、1819年に始まる経済不況であった。

### (2) 1824年関税法とセクショナリズムの表出

第二次米英戦争の終結から間もなく、それまで高騰していた土地および農産物価格が急落する。ナポレオン戦争中のアメリカ農業の優位性が戦争終結によって失われたために、合衆国内の農産物の価格が大きく下落したためである。1819年恐慌と呼ばれるこの経済不況のもとで、中部諸州およびオハイオ川流域の農業州と、ニューイングランドや中部諸州の製造業を中心に、保護関税を要求する声が高まっていった。<sup>13)</sup> 国内市場の構築へと傾

<sup>8)</sup> このとき経済的損害を被ることになったのは、木綿工業を中心とする繊維産業であった。宮野『アメリカ国民経済の形成』、8-9頁。

<sup>9)</sup> これに対して、アメリカ関税史家のフランク・W・タウシグは、むしろ公債弁済の目的が強かったという見解を示している。Frank Taussig, *The Tariff History of the United States*, 8th ed. (New York & London: G. P. Putnam's sons, 1931), 68.

<sup>10)</sup> 宮野『アメリカ国民経済の形成』、9-12頁。同書12頁の注18も参照。

<sup>11)</sup> なお、カルフーンは後々までこのときの保護関税支持を追及され、弁解に負われることになる。Merrill D. Peterson, *The Great Triumvirate: Webster, Clay, and Calhoun* (New York: Oxford University Press, 1987), 72; Ross M. Lence, ed., *Union and Liberty: The Political Philosophy of John C. Calhoun* (Indianapolis: Liberty Fund, 1992), 412.

<sup>12)</sup> 史家ノリス・ブレイヤーは、南部諸州議員による同法案支持の理由を北部と同じぐらい急速な南部工業の発展を企図していたことに見出す説を否定し、軍事上の懸念によるものと見ている。Norris W. Preyer, "Southern Support of the Tariff of 1816—A Reappraisal," *The Journal of Southern History* 25, no. 3 (August 1959): 306-22.

<sup>13)</sup> Taussig, *The Tariff History*, 70-72.

斜していった中部・西部農業とは異なり、恐慌によってやはり大きな打撃を受けていた南部農業は、もっぱら農産物の対英輸出に依存せざるをえなかった。南部に加えて、保護主義反対の論陣を張ったのが、商人や船主といったニューイングランドの貿易・海運業者である。<sup>14)</sup> かくして、1819年恐慌は、関税論争の対立構図を出現せしめた。すなわち、ニューイングランド・中部の製造業および中部・西部の農業が保護関税を強く要求したのに対し、南部農業およびニューイングランド貿易業は保護関税反対の旗印を明確にしたのである。

保護主義陣営の関税要求の高まりは、時を経ずして議会政治に反映された。1824年の大統領選挙が近づくなか、保護主義運動はついに関税立法を実現する。<sup>15)</sup> こうして成立した1824年関税法とは、タウシッグ曰く、「初期保護主義運動の最初にして最も直接的な所産」であった。<sup>16)</sup> 「セクショナル関税」(Sectional Tariff) という別名の通り、1824年関税法は国内地域利害の差異を初めて鮮明に映し出した保護関税立法だったのである。

### (3) 1828年関税法と無効宣言論争

本格的な保護関税法の実現に成功した保護主義運動であったが、彼らはまだ1824年関税法の内容に満足していなかった。綿織物業者に与えられた保護と同等の関税を要求する毛織物業者は、1827年に毛織物法案を提出するも、成立には至らなかった。保護主義運動はなお衰えることなく、1827年7月にはさらなる保護関税の実現を目指す国民的集会(ハリスバーグ大会)が開催された。約100名の各州代表者(製造業者、ジャーナリスト等)がペンシルヴェニア州ハリスバーグに結集し、多岐にわたる諸産業への保護関税の必要性が議論された。<sup>17)</sup>

高まる保護関税要求を背景に成立したのが、無効宣言論争の直接的原因をなした1828年関税法である。この関税法案は、ヴァンビューレン派の議員サイラス・ライト・ジュニアによって作成された。1828年の大統領選挙を前にして、巧妙に保護関税率を設定することで、とくに中部および西部諸州における産業利益を保護するとともに、主に同地域のジャクソン支持層を増やすことに狙いがあった。この点、ヴァンビューレン派は南部の関税反対論を認識していたが、南部におけるジャクソン支持の強さゆえにそれを問題としなかったのである。<sup>18)</sup>

<sup>14)</sup> 史家タウシッグは、南部議員が1816年関税法案を支持したにもかかわらず、1820年関税法案には徹底して反対したのは、ミズーリ危機(1819-21)の際に奴隷制と自由貿易主義が結びついたためであると指摘する。Ibid., 73.

<sup>15)</sup> 保護関税支持勢力が1820年代初頭に保護主義運動を非党派的に展開し、政治動員を実現する過程を描いた近年の研究として、以下を参照。Daniel Peart, "Looking Beyond Parties and Elections: The Making of United States Tariff Policy during the Early 1820s," *Journal of the Early Republic* 33 (Spring 2013): 87-108.

<sup>16)</sup> Taussig, *The Tariff History*, 74; 宮野『アメリカ国民経済の形成』、15頁。ただし、羊毛については相殺された。

<sup>17)</sup> Taussig, *The Tariff History*, 82-85; 宮野『アメリカ国民経済の形成』、15-16頁。

<sup>18)</sup> タウシッグは1828年関税法案に関して保護主義反対派主導説をとる。すなわち、製造業利益が高率関税を望んでいることを逆手に取り、製造業者に不可欠な輸入原材料にも高率関税を課す法案を提示することで、北部に高率関税法案を忌避させて廃案にするという南部ジャクソン派の戦略を1828年法案の背後に読み取っている。これに対して、現在の通説は1828年関税法案を主導したのはヴァンビューレン派であり、その背後に

1828年関税法は、輸入品に平均約40%を課す当時としては史上最高の高率関税政策であった。この高率関税は激しい反対論を巻き起こした。反対派は同関税法を「唾棄すべき関税」と罵り、この関税の違憲性が強く主張されるようになる。その代表的な主張が、カルフーン起草による「サウスカロライナ解明と抗議」(South Carolina Exposition and Protest)において表明された「無効理論」であった。すなわち、高率課税を規定する1828年関税法は憲法違反であり、州は州権にもとづきこれを拒否することができるという考え方である。

このように、1828年関税法によって激しさを増した関税論争は、もはや経済的利害対立にとどまらない深刻な政治争点に変化していた。すなわち、この1828年関税法をもって、1820年代の関税論争は憲法問題あるいは主権解釈問題へと転化したのである。<sup>19)</sup>

このような論争の過激化を受けて、1832年7月14日、前の大統領ジョン・Q・アダムズが大部分を作成し、工業委員会が提出した関税率引き下げ法案が成立と相成った。ところが、この1832年関税法は、なお1824年関税法の税率水準である平均約33%を維持していたために、保護関税反対派の反発を抑えることはできなかった。<sup>20)</sup> かくして、サウスカロライナ州は1832年11月に無効宣言条例を成立させ、1828年関税法と1832年関税法を無効と宣言するに至る。南部諸州を中心とする関税反対勢力が最終的に「充足」を得るには、1833年の妥協関税法を待たねばならなかった。

以上、無効宣言論争に至る保護関税史を確認した。一言で要約すれば、1810年代から1820年代にかけての関税史とは、第二次米英戦争後に見られた保護関税政策へのナショナルな支持が消え失せ、新たに形成された保護主義運動によってさらに高率の関税政策が実現されていく過程であった。この過程は、連邦政治における南部の相対的な地位の低下と決して無関係ではなかった。共和国初期の連邦政府を掌握していた「ヴァージニア王朝」(Virginia Dynasty)は、1824年の大統領選挙をもって「断絶」する。本節で確認したように、1820年代の保護関税論争に見られるセクショナリズムの表出は、それまで連邦政治の中心を担っていた合衆国南部が初めて一つの「セクション」へと転落する過程でもあった。1820年代の関税論争における継続的な敗北を通して、南部は「セクション」としての自覚を強めていったのである。<sup>21)</sup>

とはいえ、無効宣言論争を考察する上で注意すべき点は、南部諸州のあいだの温度差である。南部諸州は関税反対の立場においては一致していたが、州主権を根拠に連邦関税法の法的無効を実際に宣言したのはサウスカロライナただ一州のみであった。それだけではなく、他の全ての南部諸州の議会は、サウスカロライナの行動を性急に過ぎるとして非難

は北部製造業利益(ニューヨークやペンシルヴェニアなどの中部製造業利益)の要求があったと見る。Taussig, *The Tariff History*, 88-89; Peterson, *The Great Triumvirate*, 159-60.

<sup>19)</sup> 例えば、史家エドワード・スタンウッドは、「[1828年関税法案によって]初めて連邦議会における関税論争に憲法問題が持ち込まれた」と記している。Edward Stanwood, *American Tariff Controversies in the Nineteenth Century*, vol. 1 (Boston: Houghton, Mifflin, 1903), 220.

<sup>20)</sup> 史家ラトクリフは、1833年関税法を「妥協関税」と位置づけてきた定説を否定し、むしろ前年の1832年関税法こそが「真の妥協関税」であったと主張する。Ratcliffe, "The Nullification Crisis," 11-21.

<sup>21)</sup> 「セクションへの転落」という指摘は史家ラトクリフによる。南部セクション意識の「起源」が、ミズーリ危機をきっかけとしつつも、1820年代に見られた一連の保護関税論争に求められると彼は指摘する。Ratcliffe, "The Nullification Crisis," 1-8.

決議を出している。サウスカロライナは完全に政治的に孤立していたのである。<sup>22)</sup> 国内諸地域の利害に関わる関税問題と、サウスカロライナー州のみに関わる主権問題は、明確に区別されていたのである。

## 2. 強制徴収法の成立過程

すでに述べたように、強制徴収法案論争に関する先行研究は主権観念をめぐる理論的考察に偏りがちで、同時代の関税妥協の動向を十分に考察の対象としてこなかった。そこで、本節では、各方面からなされた関税引き下げの動きを十分に意識しつつ、強制徴収法案の立法過程を議事録にもとづきほぼ日付順に4つの局面に分けて検証する。連邦議会議事録のほか、各政治家の個人文書も分析の対象とすることで、法案成立の背後関係をより正確に把握したい。

### (1) 強制徴収法案論争に至る過程

最初に、強制徴収法案論争が起きるまでの過程を簡単に整理する。保護関税政策をめぐる政治紛争は、1832年の年末にかけて一気に連邦分裂の危機に発展していく。そのきっかけは、1832年10月のサウスカロライナ州議会選挙であった。<sup>23)</sup> 同選挙で圧勝した無効派は、州知事ジェームズ・ハミルトン・ジュニアのもとで州政治を掌握する。無効派の強い影響のもと、特別に召集された議会で1832年11月24日に採択されたのが、無効宣言条例 (Ordinance of Nullification) である。この条例はかねてより主張されてきた無効理論を具体化した立法であり、すなわち、1833年2月1日以降に連邦関税法 (1828年関税法および1832年関税法) の州内における効力を無効化することを規定していた。<sup>24)</sup>

このサウスカロライナの動きに激怒したジャクソン大統領が1832年12月10日に公布したのが、有名な「サウスカロライナ人民への布告」(Proclamation to the People of South Carolina, 以下では大統領布告と呼ぶ) である。国務長官エドワード・リヴィングストンによって起草されたこの大統領布告のなかで、大統領はサウスカロライナの無効理論および憲法観を強く非難した。

---

<sup>22)</sup> ただし、南部諸州が北部議員主導の強制徴収法案には強く反対したこと、また南部の一部でサウスカロライナ連帯論が生じていたことは指摘しなければならない。実際、南部の反発は、ジャクソン政権を焦らせ、大幅な関税引き下げ(ヴァーブランク法案)へと駆り立てる原因の一つとなった。Jackson to Martin Van Buren, December 23, 1832, December 25, 1832, Martin Van Buren to Jackson, December 27, 1832, in *Correspondence of Andrew Jackson*, IV, ed. John S. Bassett (Washington, D.C.: Carnegie Institution of Washington Publication, 1926-35), 504-5, 505-6, 506-8.

関税反対派のなかで、サウスカロライナのみが性急な行動をとった理由を探求することが、史家フリーリングの著作の趣旨であった。このなかで彼は、1822年にサウスカロライナ州チャールストンで起きたデンマーク・ヴィジールの黒人反乱計画が同州の政治社会に与えた影響を強調した。Freehling, *Prelude to Civil War*, esp. chapter 3.

以下の著作も参照されたい。宮野啓二「南部自由貿易論の経済的基礎——サウス・カロライナ州を中心に」都留重人、本田創造、宮野啓二編『アメリカ資本主義の成立と展開』(岩波書店、1974年)所収。

<sup>23)</sup> Freehling, *Prelude to Civil War*, 252-54.

<sup>24)</sup> 無効宣言条例原文については以下を参照。State Papers on Nullification, 28-33.

この大統領布告は、ジャクソン大統領期を象徴する文書としてしばしば紹介されるが、実は大統領布告を公布する前に、それとはおよそ対照的な文書が発表されていたことはあまり知られていない。大統領布告に先立つ1832年12月4日に発表されたのが、大統領年次教書 (annual message) である。年次教書のなかで大統領は関税問題の深刻化を憂慮し、関税引き下げの可能性を提案した。つまり、大統領は穏健で妥協的な内容の年次教書を出した直後に、高圧的で非妥協的な内容の大統領布告を発表したのである。

この年次教書と大統領布告の対照的な性格に多くの政治家が困惑した。国民共和派の指導的な上院議員であったヘンリー・クレイは、年次教書に示された大統領の穏健な解決策を高く評価しつつも、直後に発表された大統領布告の極端さを批判している。<sup>25)</sup> これと正反対の反応を示したのが、同じく国民共和派の上院議員ダニエル・ウェブスターである。ウェブスターは無効理論を明確に拒絶する大統領布告を高く賞賛したが、年次教書に示された関税引き下げ案には強い懸念を表明している。なぜなら、ウェブスターにとって、関税の引き下げに応じることは、無効論者に勝利を与えるのも同然だからである。ウェブスターは、「無効宣言の脅威を前に関税政策を断念することは、ヴァンビューレン氏の期待とは裏腹に、カルフーン氏に勝利を与えることになると考えている者たちもおります」と記している。ウェブスターと極めて近い考えを示したのが、このとき下院議員となっていた前大統領ジョン・Q・アダムズである。アダムズは、関税引き下げを示した年次教書について、「大統領は、異なるセクションの相対立する利害や意見を前に、かつて彼が有していたあらゆる中立性を放棄し、我が連邦の全てを南部の無効論者と西部の土地泥棒に譲り渡す」つもりであると、強い不満を1832年12月5日の日記に綴っている。<sup>26)</sup> このように、ウェブスターやアダムズは、関税引き下げを「無効論者への敗北」と同じであると見なしていたのである。

しかし、実際のところ、ジャクソンの意図は関税問題と主権問題を区別して対応することにあつたと見るのが妥当だろう。そもそも、ジャクソンには無効論者に譲歩する意図は毛頭なかった。ただ、ジャクソン政権にとって、自らの強力な支持基盤たる南部諸州の政権に対する疑念を解消することは、関税率に固執することよりもはるかに重要であった。

---

<sup>25)</sup> Peterson, *Olive Branch and Sword*, 49; Henry Clay to Francis T. Brooke, December 12, 1832, in *The Papers of Henry Clay, 1797-1852*, VIII, eds. James Hopkins et al. (Lexington: University of Kentucky Press, 1959-1992), 602-3.

<sup>26)</sup> ここで興味深いのは、アダムズの手厳しいジャクソン評価に比して、ウェブスターがジャクソンを驚くほど高く評価している点である。ウェブスターは、ジャクソン大統領の一見矛盾する態度に困惑を示しつつも、それが彼個人の考えに由来するというよりも、むしろ政権の党派的利害関心に由来するものと指摘する。つまり、関税引き下げは大統領の本意ではないと見ているのである。この背景には、無効宣言論争をめぐって、ウェブスターがジャクソン政権に非常に接近し、相対立する党派にありながら一時的に親密な関係を築いていたことが指摘できる。例えば、この時期にウェブスターは馬車まで用意されてホワイトハウスでの晩餐会に出席し、大統領と会話する機会を得ていたという。また、彼は無効宣言論争の終結後、感謝と親愛の念を込めた手紙をジャクソンの側近たる国務長官リヴィングストンに送っている。Daniel Webster to William Sullivan, January 3, 1833, Daniel Webster to Edward Livingston, March 21?, 1833, in *The Papers of Daniel Webster: Correspondence*, III, eds. Charles Maurice Wiltse and Harold D. Moser (Hanover, N.H.: Published for Dartmouth College by the University Press of New England, 1974), 204-5, 225-27; Allan Nevins ed., *The Diary of John Quincy Adams, 1794-1845: American Political, Social, and Intellectual Life From Washington to Polk* (New York, London: Longmans, Green and Co., 1929), 433.

そこで、サウスカロライナの無効宣言問題には厳しく対処しつつも、南部諸州が不満を募らせている関税問題には柔軟に対応する、という二方面作戦をとったのである。<sup>27)</sup>

## (2) 強制徴収法案提出期の論争

1833年1月11日、大統領布告に対するサウスカロライナの返答として、サウスカロライナ州議会による決議文が同州代表のミラー議員によって連邦議会上院で提示された。「我が州は武力に対しては武力をもって抵抗することになる。神の恩恵に与る我が州は、あらゆる危害から自由を守るであろう」と決議文は宣言した。<sup>28)</sup>

1833年1月16日、ジャクソン大統領より、実力を伴う関税徴収を可能とする立法を求める特別教書が、大統領布告などの文書の複製とともに議会に送付された。これがいわゆる「強制徴収法案教書」(Force Bill Message)である。<sup>29)</sup> これは、無効宣言条例が発効する1833年2月1日が迫っていることを念頭に、関税徴収を安全に遂行するために軍の派遣を含めた必要な対応策を立法化するよう議会に求めた文書であった。

かくして、1833年1月28日、上院司法委員会委員長のウィリアム・ウィルキンスによって強制徴収法案が提出される。ジャクソン大統領の忠実な支持者であったウィルキンスによる法案提出をもって、強制徴収法案論争 (Force Bill Debate) の幕が切って落とされることになった。サウスカロライナへの連邦軍派遣を目的とする強制徴収法案が議題に上がった以上、内戦の危機が目前に迫っていることは誰の目にも明らかであった。<sup>30)</sup> とはいえ、関税妥協の試みが結実しつつあった1833年1月末の時点で、はたしてどのぐらい真剣に連邦軍派遣の必要性が実際には認識されていたのだろうか。<sup>31)</sup>

ここで注目すべきは、ミシシッピ州代表のジョージ・ポインデクスター議員による以下の発言である。

「私はマサチューセッツ州代表議員〔ウェブスター氏〕に訊ねます。彼が司法委員会の委員でありながら、同法案の害悪をまともに見ようとせず、手に負えない州〔サウスカロライナ州〕を単純に罰する (punish) ための法案を報告したのは何故なのでしょ

<sup>27)</sup> 史家リチャード・エリスは、両政策をめぐるジャクソン政権内部の不和を適切に描出している。Ellis, *The Union at Risk*, 145-49.

<sup>28)</sup> *Register of Debates*, 22nd Cong., 2nd sess., 80-81.

<sup>29)</sup> Freehling, *Prelude to Civil War*, 284.

<sup>30)</sup> 同時代人が内戦の危機を意識していたのは事実である。例えば、クレイに限っても数多くの言及を挙げることができる。Robert W. Stoddard to Henry Clay, November 12, 1832, Henry Clay to Henry Clay Jr., December 30, 1832, Henry Clay to Peter B. Porter, February 16, 1833, in *The Papers of Henry Clay*, VIII, 597-98, 606, 624.

<sup>31)</sup> 1833年1月初旬の段階では、強制徴収法案が、強制力を伴う関税徴収の確実な履行という実際的な目的のために必要とされていたことは確認する。例えば、ウェブスターは1833年1月3日の書簡において、「現在のところ、世論および執政府の仮借なき譴責によって、無効宣言の直接的な危害は大いに抑制されている」としつつも、無効宣言が「通常の関税収入徴収手続き」に及ぼす実際的な影響を懸念している。ただし、そのウェブスターにあっても、その後の関税妥協に対する彼の拒絶ぶりを見る限り、このような実際的な必要性のみが同法案支持の動機であったとは考えにくい。Daniel Webster to William Sullivan, January 3, 1833, in *The Papers of Daniel Webster: Correspondence*, III, 204-5.

うか。……全ての議員諸君は、我が国を覆い尽くす熱狂と、諸州からなる我が連邦が直面している危険を理解すべきです。……〔関税引き下げという〕中間的な方策が下院で講じられているにもかかわらず、〔連邦軍の派遣という〕最終的な方策について議論するのはおかしくないでしょうか。下院が〔関税引き下げ〕法案を可決するであろうことを考えれば、この〔強制徴収〕法案を可決することにはいかなる理由があるでしょうか。全くないはずですよ。』(傍点は引用者)<sup>32)</sup>

ここでポインデクスターは、関税妥協に向けた兆しが見えつつあることを踏まえ、強制徴収のための立法を講ずることに異議を唱えている。彼の指摘は、関税問題と主権問題の関係を考える上で非常に重要と思われる。なぜなら、強制徴収法案が議会上程されるはるか以前より関税妥協の試みが続けられていたからである。彼は、関税妥協が進展している以上、懲罰的な性格をもつ強制徴収法案は不要であると主張したのである。

実際、関税妥協の試みは前年の12月の時点ですでに始まっていた。最初に提案されたヴァンビューレン派主導の関税妥協案(ヴァープランク法案)は、その大幅な課税率引き下げにもかかわらず、南部人のヴァンビューレンに対する不信感もあって廃案となる。これに対して、南部からの支持を集めていたのは、かつて「北部の主義主張をもった西部人」とさえ自称したクレイの妥協案であった。<sup>33)</sup>ところが、課税率漸減方式を特徴とするクレイの妥協案は、自勢力であるはずの保護関税派の議員たちから酷評されることになる。<sup>34)</sup>一度は案を取り下げたクレイが、再び保護主義派の議員を説得するための会談をし、さらに無効宣言論争における「最大の首謀者」と目されていたカルフーンと秘密会談を行うのが1833年2月初頭の時期とされる。<sup>35)</sup>すなわち、強制徴収法案が上程された1833年1月28日は、関税妥協に向けた試みが活発化していた時期と言えよう。おそらく、ポインデクスターは、ヴァンビューレン派およびクレイらによるこのような関税引き下げの議論を念頭に、内戦回避の努力が行われている最中に問題を深刻化すべきではないと訴えたものと考えられる。

関税妥協の動向を強く意識していたのはウェブスターも同じであった。1833年2月9日

<sup>32)</sup> *Register of Debates*, 22nd Cong., 2nd sess., 242-43. 1833年1月28日(月)の関税引き下げをめぐる下院の議事進行については、以下を参照。Ibid., 22nd Cong., 2nd sess., 1412-31.

<sup>33)</sup> ケンタッキー州代表のクレイは奴隷所有者でもあったが、史家ロバート・ケリーによれば、他ならぬクレイ自身がホレス・グリーンリーに自分を「北部の主義主張をもった西部人」として北部民衆に紹介するように依頼しており、「私を南部人だと思わないでくれ」と付け加えたという。ロバート・ケリー著、長尾竜一、能登路雅子訳『アメリカ政治文化史——建国よりの一世紀』(木鐸社、1987年)、259頁。

<sup>34)</sup> 例えば、アダムズは1833年1月4日の日記に、「保護主義体制がケンタッキー代表〔クレイ〕によって放棄されようとしている」と記している。Draft Proposal of Compromise Tariff of 1833, mid-December, 1832, in *The Papers of Henry Clay*, VIII, 604; Nevins ed., *The Diary of John Quincy Adams*, 434-35.

<sup>35)</sup> クレイ-カルフーン秘密会談の詳細が不明であることを諸研究は指摘している。史家ピーターソンによれば、この秘密会談の唯一の明確なる根拠は民主党トマス・H・ベントンの自伝のみであり、クレイは会談の事実を公の場では後に否定しているという。Peterson, *Olive Branch and Sword*, 68; Freehling, *Prelude to Civil War*, 292; Ellis, *The Union at Risk*, 167-68; Thomas Hart Benton, *Thirty Years' View: A History of the Workings of the American Government for Thirty Years, from 1820 to 1850*, vol. 1 (New York: D. Appleton, 1854), 313-17, 342-44.

の手紙で、新聞で報じられたクレイ-カルフーン会談の噂に言及する。ウェブスターは、「論争を終わらせ、無効論者を助け、講和調停の名声を獲得するためであれば、クレイ氏はほとんどいかなることに同意する」と記し、関税妥協を推し進めるクレイに強い不信感を抱いている。<sup>36)</sup>

ポインデクスターとウェブスターの論理は対照的である。南部議員のポインデクスターの主張は、妥協が進展している以上、もはや強制徴収法案は不要であるというものであった。これに対して、北部議員を代表するウェブスターは、妥協が進んでいるからこそ、なおさら強制徴収法案によって明確に無効宣言を否定する必要があると考えたのである。事実、ウェブスターは、1833年1月16日の大統領による「強制徴収法案教書」を受けて、「無効宣言を鎮圧するために何が必要であるかを人々がついに理解し始めている」と手紙に記している。すなわち、強制徴収法案の策定を行なった司法委員会の構成員である彼自身が、同法案が「無効宣言を鎮圧する」ために必要であるという認識を有していたことは確かであろう。<sup>37)</sup>

### (3) 主権観念をめぐる論争

続いて、1833年2月15日および16日に展開された、いわゆるウェブスター-カルフーン論争を見てみたい。<sup>38)</sup> 他ならぬ法案提出者のウィルキンス自身が「今こそ連邦が依拠している原理を議論すべき時であります」と宣言したように、強制徴収法案の議会討議は今や国家観をめぐる論争の場になったのである。<sup>39)</sup> その論争が最大の山場を迎えたのが、アメリカ政治思想史に名を残すウェブスター-カルフーン論争であった。カルフーンとウェブスターはそれまでも幾度も衝突を繰り返していたが、連邦分裂が強く危惧されていた1833年2月半ばの論争は、それぞれ演説に丸一日を費やす長大かつ気迫に満ちたものだった。

先に演説したのはカルフーンだった。1833年2月15日、カルフーンはサウスカロライナ人民を代表し、「連邦とは諸州の連合体であり、諸個人の連合体ではない」と述べ、「連邦は諸州（諸邦）によって創られた」ものであるという連邦観を表明した。<sup>40)</sup> その上で自らの見解として、「憲法が諸州によって創られたものであること、また〔合衆国が〕諸州による連合国家（a federal union）であり、それぞれの諸州がなお主権を保持していること。これらが私の主張の根拠です」と説明した。このように、カルフーンは連邦体制を諸州の連合体と捉え、主権が諸州に存すると主張している。<sup>41)</sup>

<sup>36)</sup> Daniel Webster to Joseph Hopkinson, February 9, 1833, in *The Papers of Daniel Webster: Correspondence*, III, 213-14.

<sup>37)</sup> Daniel Webster to Stephen White, January 18, 1833, in *ibid.*, 207-8.

<sup>38)</sup> 史家フリーリングによれば、一般に有名なウェブスター-ヘイン論争(1830年)よりも、このウェブスター-カルフーン論争の方がより議論の水準は高く、考察に値するものであるという。Freehling, *Prelude to Civil War*, 286. ウェブスター-カルフーン論争が有する政治思想史上の意義については、以下を参照されたい。アメリカ学会訳『原典アメリカ史第三巻—デモクラシーの発達』（岩波書店、1953年）、416-26頁。

<sup>39)</sup> *Register of Debates*, 22nd Cong., 2nd sess., 247.

<sup>40)</sup> *Ibid.*, 22nd Cong., 2nd sess., 532.

<sup>41)</sup> *Ibid.*, 22nd Cong., 2nd sess., 536.

カルフーンの批判は、強制徴収法案の背後にある国家観にも向けられた。

「本法案は、我が国の主権全体が、一つの偉大なる共同体を形成するアメリカ人民に帰属していることを根拠としております。また、諸州を連邦に不可欠な要素ではなく、郡のような単なる諸部分 (fractions) として捉えております。州の権威に対して郡が抵抗するためにもつ権利と同じくらいしか、連邦政府の侵略に対する抵抗の権利 (right to resist) を州はもっていないというのです。本法案において、そのような抵抗は主権あるいは政治的権利をもたない非常に大勢の諸個人による非合法的行為 (lawless acts) としてみなされます。」(傍点は引用者)<sup>42)</sup>

このカルフーンによる強制徴収法案批判には、極めて重要な論点が含まれている。すなわち、強制徴収法案は合衆国人民をひとつの共同体と見る国家観に依拠しており、州がもつ抵抗の権利を否定しているという。さらに重要なことに、同法案によって連邦政府に対する抵抗が非合法化されるというのである。ここでカルフーンは、強制徴収法案が無効論者の主張する国家観を否定する目的があることを鋭くも見抜いている。カルフーンによれば、主権とは分割不可能なものである。それゆえ、憲法がそもそも諸州間の契約である以上、主権の所在は連邦ではなく州にあり、24州それぞれが主権を有していると主張した。<sup>43)</sup>

このような州主権論を根拠として無効理論が引き出されてくる。とはいえ、カルフーンにあっても、無効理論は政府による自由篡奪に抵抗するための最終手段として認識されていたことは留意されるべきである。カルフーンは副大統領であったこともあり、自らが「サウスカロライナ解明と抗議」の著者であることを長い間秘匿にしていた。彼が伝統的な州権論にとどまらず、急進的な無効理論を公然と展開するようになる背景には、政権内での孤立化に加えて、サウスカロライナ州内における無効派勢力の影響力拡大という事情があったのである。同時代にあって「最高の知性」と称されたカルフーンは、連邦法の無効化という急進的な解決策を安易に望んでいたわけではなかったのである。<sup>44)</sup>

ではカルフーンの議論に対して、ウェブスターはどのように反論したのだろうか。翌2月16日の演説で、ウェブスターは自身の連邦体制理解を次の諸点にまとめた。第一に、合衆国憲法は州どうしの同盟 (league)、連合 (confederacy)、契約 (compact) ではなく、人民の採択に依拠しており、諸個人とのあいだに直接の関係性を創出する統治体 (a Government) であること。第二に、革命なくして連邦離脱はありえないこと。第三に、議

<sup>42)</sup> Ibid., 22nd Cong., 2nd sess., 534-36.

<sup>43)</sup> Ibid., 22nd Cong., 2nd sess., 537.

カルフーンの主権論については、1849年に完成することになるカルフーンの主著も参照。ジョン・C・カルフーン著、中谷義和訳『政治論』(未来社、1977年)。

<sup>44)</sup> カルフーンは連邦政治においては急進的な無効理論の主唱者と見なされたが、サウスカロライナ州内部にあつては保守派であった。彼は晩年に至るまでサウスカロライナ内部の無効派の分離主義的傾向を警戒しており、生涯を通して熱烈なナショナリストであり続けた。Freehling, *Prelude to Civil War*, 155-59; 斎藤真「J. C. カルフーンにおけるナショナリズムとセクショナリズム-1-」『国家学会雑誌』第74巻(1961年10月): 539-57頁; 同「J. C. カルフーンにおけるナショナリズムとセクショナリズム-2-」『国家学会雑誌』第75巻(1962年1月): 42-67頁; 中谷「アメリカ南部危機の政治論」、105-85頁。

会の法律は最高法規の一部をなすものであり、(訴訟の形式を取らない場合には)連邦議院に判断権があること。第四に、連邦法を無効化する試みは明白な憲法違反であり、本質的に革命的な行動であること。以上である。<sup>45)</sup>

ここでウェブスターは、合衆国憲法は単一の人民によって採択され成立した統治体であり、諸個人と統治体が直接に関係を取り結ぶものであることを強調する。この関係性は州の権限で覆すことはできず、これを覆しうるものは革命のみであるとした。すなわち、連邦体制は諸州の連合体ではなく、人民たる諸個人を直接に統治するのが連邦政府の役割であることになる。かくして、1833年1月16日午後8時、無効理論を明確に否定したウェブスターが演説を終えると、傍聴席、ロビー、議場フロアまでを埋め尽くす大勢の群集から拍手喝采が巻き起こった。<sup>46)</sup>

#### (4) 強制徴収法案議院表決

1833年2月20日、強制徴収法案の票決に際し、カルフーンら南部諸州議員は同法案に対する抗議のために一斉に議場を退出した。結果、賛成32票-反対1票(無投票15票)の圧倒的多数で法案は上院を通過した。このとき、唯一議場に残留して反対票を投じたのが、後に大統領となる州権論者のジョン・タイラーであった。クレイはこのとき議場を退席していたため無投票となった。<sup>47)</sup> 1833年3月1日、強制徴収法案は賛成149票-反対47票(無投票16票)で下院も通過し、翌2日に大統領署名を受けて成立となった。<sup>48)</sup>

その一方、クレイ提出の妥協関税法案については、1833年2月26日に賛成119票-反対85票(無投票7)で下院を通過する。その後、1833年3月1日賛成29票-反対16票(無投票3)で上院も通過し、翌2日に大統領署名を受けて妥協関税法は成立した。クレイが漸減的課

<sup>45)</sup> なお、ウェブスター演説の「憲法は契約ではない」という箇所について、同じ国民共和派のアダムズは「ウェブスター氏は大変な雄弁家だが、日頃より主張を過度に強調する所がある」と記し、その見解に疑問を呈している。*Register of Debates*, 22nd Cong., 2nd sess., 562; February 16th, John Q. Adams, *Memoirs of John Quincy Adams: Comprising Portions of His Diary from 1795 to 1848*, vol. 8, ed. Charles F. Adams (Philadelphia: J.B. Lippincott & Co, 1874), 525-26.

<sup>46)</sup> なお、傍聴者のなかには女性たちも多く含まれており、貴婦人たちは盛装して議会演説を見物に行くのが当時の流行であったという。また、上院で大物指導者による演説があると、下院議員も傍聴に向かうため、下院の議事定足数が満たされず、休会となることもしばしばであった。アダムズの回顧録には、1833年2月16日のウェブスター演説を聞くために上院に赴いたが、混雑のため議場に入るのに15分もかかったと記されている。*Register of Debates*, 22nd Cong., 2nd sess., 587; February 16th, in Adams, *Memoirs of John Quincy Adams*, vol. 8, 525-26.

<sup>47)</sup> 法案通過翌日の上院にて、クレイは自身の欠席について、「議場の空気が淀んでいたため気分が悪くなった」と弁解し、その場にいたら賛成票を投じていたと釈明した。しかし、クレイ欠席の真意は定かではなく、1833年2月25日の演説で、彼は強制徴収法案について「大いに躊躇いを感じつつも」(with great reluctance) 支持するという趣旨の言葉も述べている。また、「そのような法案の通過が必要とされていることを私は深く残念に思います」とも述べており、明らかに強制徴収法案に対する否定的な態度を表明している。*Register of Debates*, 22nd Cong., 2nd sess., 689, 739.

<sup>48)</sup> 上院における投票結果については、*ibid.*, 22nd Cong., 2nd sess., 688. 下院における投票結果については、*ibid.*, 22nd Cong., 2nd sess., 1903. なお、成立した強制徴収法条文については、以下を参照。An act further to provide for the collection of duties on imports, March 2, 1833, *Statutes at Large*, vol. 4, 632-35.

税率引き下げ (gradual reduction) による妥協案を作成した背景には、南部諸州を始めとする関税反対派に譲歩しつつ、一定期間のあいだ製造業育成のために高率関税を維持する意図があった。<sup>49)</sup> クレイ法案は、南部のみならず、製造業利益を抱える中部諸州などからも、広く支持された。しかし、クレイの真剣な訴えは、ウェブスターやアダムズら保護関税派の中心的指導者たちには届かなかった。

1833年3月2日、ジャクソンが両法案に署名し、二つの法案は成立と相成った。さらに、1833年3月14日には、サウスカロライナ州議会が無効宣言条例の撤回を決定する。しかし、注目すべきはその4日後の3月18日にサウスカロライナ州議会が強制徴収法に対する無効宣言を再び決議したことである。<sup>50)</sup> この事実は強制徴収法案がいかに象徴的意味をおびていたかを示していると言えよう。すなわち、サウスカロライナもまた強制徴収法案が実際的な脅威でなくなったとしても、それを黙認することはできなかったのである。かくして、合衆国は武力衝突の危機を免れ、無効宣言論争は一応の終息を迎えることとなった。

### 3. 強制徴収法の政治的意義

なぜ妥協関税法案による連邦危機の回避を多くの政治家が支持したにもかかわらず、強制徴収法案も可決に必要なだけの支持を集めたのだろうか。本節では、この問題を考えることを通して、強制徴収法案の意義を考察してみたい。

従来の解釈において、強制徴収法案の意義として主に以下の二点が強調されてきた。すなわち、第一に、強制徴収法案は、実際の関税収入徴収に伴う危険を防ぐために連邦軍の派遣が必要とされた、という立法趣旨通りの解釈である。サウスカロライナ州議会の無効宣言条例がその発効日を1833年2月1日と規定していたため、連邦政府としては徴税吏員の安全を確保する観点からこれに備える必要があった。そのために、1833年1月16日に立法を促す強制徴収法案教書が議会に送付されたのである。第二に、強制徴収法案は、サウスカロライナ州に無効宣言条例の撤回を促すための「脅し」であった、とする解釈である。これはつまり、強制徴収法案によって連邦軍派遣を明示的に検討することで、サウスカロライナの帰順を引き出そうとしたとする見方である。例えば、史家ピーターソンによる著作『オリーブの枝と剣』(*Olive Branch and Sword*)の表題は、まさしく平和を象徴する「オリーブの枝」(妥協関税法)と武力を象徴する「剣」(強制徴収法)の両方が無効宣言論争妥結のためには不可欠であったとする彼の解釈を端的に示すものである。<sup>51)</sup>

これら二つの解釈はいずれも一定の妥当性を有していると思われるが、それだけでは説明しきれない問題も存在する。例えば、第一の実際的な必要性を強調する解釈は、なお軍事

<sup>49)</sup> クレイの妥協関税法が関税政策として保護主義的性格をもつかどうかをめぐっては、諸研究においても評価が分かるとされる。宮野『アメリカ国民経済の形成』、23-24頁。

<sup>50)</sup> 強制徴収法に対する無効宣言については、以下を参照。David J. McCord, ed., *The Statues at Large of South Carolina*, vol. 6 (Columbia, S.C.: A. S. Johnston, 1839), 483.

<sup>51)</sup> Peterson, *Olive Branch and Sword*, 79. なお、「オリーブの枝」と「剣」という言葉は議会論争のなかで用いられた表現であり、直接的には1833年2月25日のクレイ演説に由来している。Register of Debates, 22nd Cong., 2nd sess., 741.

衝突の可能性が残っていた1833年1月半ばの時点であれば納得できるが、妥協関税法案によって内戦の危機が回避されつつあったと考えられる1833年2月中旬以降の時期については説得力を失う。第二の「脅し」としての性格を強調する解釈も、サウスカロライナ州が頑なに抵抗の姿勢を崩していないあいだは理解できるものの、関税率をめぐる妥協に目処が付き、同州が無効宣言条例を撤回する方針に傾く1833年2月後半以降の時期には上手く説明がつかない。要するに、いずれの解釈も、なぜ強制徴収法案が廃案にならなかったのか、という問題に十分に答えているとは言いがたいのである。

1833年2月12日の演説で法案提出者のクレイが明確に説明しているように、妥協関税法案は関税問題と主権問題の両方に対する処方箋として提示された。<sup>52)</sup>しかし、多くの連邦議員たちはクレイの妥協関税法案を関税問題の解決策としては評価しつつも、主権問題(サウスカロライナ問題)への対応としては不十分だと考えていた。というのも、サウスカロライナの無効宣言は、関税政策上の論争とは全くの別問題の国家観をめぐる問題であり、厳正に対処すべき問題と考えられていたからである。一見してサウスカロライナを擁護するようなクレイの見解は、当時の政局においては一部の南部議員を除き、ほとんど受け入れられなかった。連邦政府に背くサウスカロライナの反逆的行為に対して、クレイの態度はあまりにも甘すぎるというのが多くの政治家の印象であった。クレイの妥協案がすでに提示されていたにもかかわらず、強制徴収法案がなお必要とされたのはこのためだと考えられる。

したがって、強制徴収法成立の理由として強調されるべきは、南部議員ポインデクスターが看破した、サウスカロライナ州に懲罰を与えるという動機である。内戦の危機が回避されつつあったにもかかわらず強制徴収法が必要とされた背景には、同法案を成立させることでサウスカロライナ州の急進主義的な行動を断罪すべきとする北部議員の意向があったのである。北部議員は、成立が目されていたクレイの妥協関税法案に強い不満を抱いていた。例えば、1833年2月13日、後にマサチューセッツ州知事となる下院議員ジョン・デイヴィスは「クレイはボトマック川を越えてしまった」と漏らし、クレイ法案の南部への過剰な譲歩を嘆いている。<sup>53)</sup>また、ウェブスターは、同じく保護関税陣営の下院議員ネイサン・アップルトンに向けて、「もはや今年は関税は消え失せたも同然です」とクレイ法案への失望を記している。<sup>54)</sup>とはいえ、北部議員のなかにも、クレイ法案に保護主義的性格を認め、これを支持する者も少なくなかった。<sup>55)</sup>にもかかわらず、北部議員の多くがクレイ法案に反発したのは、関税妥協に応じることは無効論者に「勝利」を与えることになると考えていたからである。<sup>56)</sup>実際、1833年2月27日の下院にて、サウスカロライナ州代表のマクダフィーが妥協関税法案の下院通過を受けて、「今やこのような法案[強制徴収法案]が必要であるはずがありません」と主張したのに対して、ニューヨーク州代

<sup>52)</sup> Ibid., 22nd Cong., 2nd sess., 462-73.

<sup>53)</sup> February 13th, in Adams, *Memoirs of John Quincy Adams*, vol. 8, 525.

<sup>54)</sup> Daniel Webster to Nathan Appleton, February 17, *The Papers of Daniel Webster: Correspondence*, III, 216-17.

<sup>55)</sup> 一例として、以下を参照。Harrison Gray Otis to Daniel Webster, February 18, 1833, *ibid.*, 217-18.

<sup>56)</sup> 前掲注26)を参照。

表のピアズリーは「同州〔サウスカロライナ州〕が州権をもって連邦法をその足元に平伏せしめたからには、本院の議題となっている法案〔強制徴収法案〕を通過させる必要があります」と反論している。ここには、強制徴収法案をもって無効理論の正統性を剥奪せん（delegitimize）とする意図が明確に表れていると言えよう。<sup>57)</sup> このように、妥協の進展にもかかわらず強制徴収法の成立が必要とされた背景には、関税問題における「敗北」を目の当たりにした北部議員の「不満」や「焦り」があったのである。

## おわりに

かつて史家ピーターソンは無効宣言論争を次のように結論づけた。「全てのセクションで多数派から支持された強制徴収法案は、妥協関税法案があろうがなかろうが、愛国心を背景に可決されていたであろう。しかし、妥協関税法案は、強制徴収法案なくして可決されることはなかった」のであると。<sup>58)</sup> つまり、背後に「剣」の示威があったからこそ、「1833年の妥協」は成立したという理解である。これに対して、本稿ではこのような伝統的な見方とは明らかに異なる視点を提示した。すなわち、他ならぬ強制徴収法案こそが関税妥協の動向に対する反動としての性格をもっていたという解釈である。強制徴収法案は1833年1月末の時点ですでに「不要」な立法であると南部議員から批判されていたのであり、それでも法制化が必要とされたのは、関税の引き下げおよび「無効理論の勝利」に対する保護関税派議員の強い懸念があったためであった。トクヴィルも以下のように書き残している。「連邦議会は関税法を改正すると同時に別のある法律〔強制徴収法案〕を通して、抵抗を武力制圧する非常大権を大統領に授けた。このとき、武力で抑えねばならぬ抵抗の心配はもはやなかったのであるが」と。<sup>59)</sup>

最後に本稿の議論を総括したい。本稿では、叙述の方針として、関税問題あるいは主権問題のいずれかに偏りがちな先行研究とは異なり、関税問題と主権問題の連関性を重視した。関税妥協の動向を主権問題の展開に交錯させることで、既存の解釈とは異なる強制徴収法案の一側面を浮かび上がらせた。同時に、従来では主に理論的観点から解釈されてきた強制徴収法案論争の背後にある情念の位相に注目した。議会論争が理論的対立としての側面をもつことを認めつつも、それが理性というよりも情念に動機づけられたものである点を重視した。一次史料にもとづく分析の結果、1833年に連邦議会通过した強制徴収法案が関税妥協の進展に対する北部議員の「不満の表れ」としての性格をもつことを結論として指摘した。

<sup>57)</sup> *Register of Debates*, 22nd Cong., 2nd sess., 1819-20.

「正統性の剥奪」という強制徴収法解釈は、政治学者エリクソンによって示されている。また、史家フリーリングも、「無効宣言の無効化」(Nullification Nullified)という表現を章題に用いている。これらは、強制徴収法案が可決されたことの象徴的意味を示唆するものといえよう。ただし、これらの解釈においても、本稿で指摘したような関税問題と主権問題の連関性や保護関税派議員の立場が重視されていない点は付記しておく。Ericson, "The Nullification Crisis," 253; Freehling, *Prelude to Civil War*, 260-97.

<sup>58)</sup> Peterson, *Olive Branch and Sword*, 84.

<sup>59)</sup> アレクシス・ド・トクヴィル著、松本礼二訳『アメリカのデモクラシー』（岩波書店、2005年）、第一巻（下）、382頁。

強制徴収法案のあまりに断罪的な内容に南部諸州は強く反発したが、いずれの州もサウスカロライナの無効宣言を公的に支持することはなかった。サウスカロライナの無効宣言は、主権という憲法に明記されていない原理に訴えるものである。サウスカロライナが孤立したのは、連邦政府に抵抗したからではなく、その抵抗の論理が現行の統治秩序の外部に依拠していたからであった。無効理論は「憲法の父」たるジェームズ・マディソンによって「異端なる」(heretical) 国家理論と明確に否定される。<sup>60)</sup> しかし、だからといって、サウスカロライナの国家観は「異端」であるから公的に否定されたという単純な話ではない。むしろ、関税問題で政治的に出し抜かれてしまった北部議員の「不満」が、強制徴収法案可決によるサウスカロライナ無効派の「敗北」を強く要求したのである。

結局のところ、無効宣言論争における「勝者」は誰だったのか。この問いに対して、伝統的な解釈であるジャクソン勝利説、史家エリスの提唱した無効派勝利説、政治学者エリクソンが主張する中道派勝利説、史家ラトクリフの支持する南部諸州勝利説など、多様な解釈が提起されてきた。<sup>61)</sup> しかし、筆者の見るところ、関税問題と主権問題の両方において、「勝利」を宣言しうる者はいなかった。少なくとも確かなことは、関税問題については妥協が成立したが、主権問題には妥協が成立しなかったということである。建国以来の主権解釈論争に明確な結論を出さぬまま、無効理論を否定するという形で強制徴収法案論争は決着を見た。「1833年の妥協」の陰では、誰もが不満を抱えつつ、しかし誰もが内戦の回避に安堵したのである。

---

<sup>60)</sup> James Madison to Nicholas P. Trist, December 23, 1832, *The Writings of James Madison, Comprising His Public Papers and His Private Correspondence, Including His Numerous Letters and Documents Now for the First Time Printed*, vol. 9, ed. Gaillard Hunt (New York: G.P. Putnam's Sons, 1900), 489-92.

<sup>61)</sup> 諸研究については、前掲注3)を参照。